

事 務 連 絡
令和元年 6 月 14 日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 御中

厚生労働省健康局健康課

「特定施設」の対象となる専修学校及び各種学校の範囲について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 7 月 25 日に公布され、一部の規定については、令和元年 7 月 1 日から施行される。その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 30 年 7 月 25 日付け厚生労働省健康局長通知）、施行に係る留意点については「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）」（平成 31 年 2 月 22 日付け厚生労働省健康局長通知）等により示したところである。

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する専修学校及び各種学校については、改正法第 2 条による改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条の 4 第 4 号の「特定施設」（改正法第 3 条による改正後の健康増進法においては「第一種施設」。以下同じ。）のうち、同号イに該当する施設として「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（平成 31 年政令第 27 号。以下「改正政令」という。）及び「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 31 年厚生労働省令第 17 号。以下「改正省令」という。）に規定されているところ、これらの対象となる施設の範囲について、下記のとおり補足するので、これらの内容について十分御了知いただくとともに、都道府県等に周知をお願いする。

記

専修学校及び各種学校については、改正政令第 3 条による改正後の健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）において「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校（20 歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）」及び「同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（20 歳未満の者が主として利用するものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）」と規定されており、それぞれ、改正省令第 1 条による改正後の健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）に規定する「高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するもの」及び「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 1 条第 1 項第 4 号に掲げるものその他 20 歳未満の者が主として利用するもの」が「特定施設」に該当することとされている。

改正政令及び改正省令の制定に当たり、専修学校の一般課程及び各種学校については、20歳未満の者が常時在籍しているとは必ずしもいえないことから、この場合には「特定施設」から除くこととしたものである。したがって、受験資格の規定等により、20歳未満の者の在籍が想定されない施設を除いては、当該施設は「20歳未満の者が主として利用するもの」として「特定施設」に該当する。